

東浦町地域防災計画（地震・津波災害対策計画）案

新 旧 対 照 表

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
179	第 1 編 総則 第 4 章 基本理念及び重点を置くべき事項 第 2 節 重点を置くべき事項 5 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた<u>屋内での待避等</u>の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。 6 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。	第 1 編 総則 第 4 章 基本理念及び重点を置くべき事項 第 2 節 重点を置くべき事項 5 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「<u>屋内安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。 6 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、<u>積極的な被災者台帳</u>の作成及び活用を図ること。	表 記 の 整 理 (防災基本計画の修正(H29.4)) 表 記 の 整 理 (防災基本計画の修正(H29.4))
187	第 2 編 災害予防 第 1 章 防災協働社会の形成推進 第 2 節 自主防災組織・ボランティアとの連携 (追加)	第 2 編 災害予防 第 1 章 防災協働社会の形成推進 第 2 節 自主防災組織・ボランティアとの連携 <u>2 自主防災組織等との連携体制の推進</u> <u>いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の連携が重要である。そのため、町及び県は、平時から自主防災組織、防災に関する N P O 及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野の N P O 等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u>	対 策 の 追 加 (熊本地震の課題検証報告)
188	<u>2 自主防災組織の活動</u> <u>3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進</u> <u>4 防災ボランティア団体等との連携</u> (1) 災害救援ボランティアセンターの設置 ア 町は、災害時に災害救援ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）を円滑に設置できるようあらかじめ設置場所を定め、東浦町災害救援ボランティアセンター設置・運営マニュアルに基づいて、必要な資機材を確保するものとする。 イ～エ (略)	<u>3 自主防災組織の活動</u> <u>4 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進</u> <u>5 防災ボランティア団体等との連携</u> (1) 災害ボランティアセンターの設置 ア 町は、災害時に災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）を円滑に設置できるようあらかじめ設置場所を定め、東浦町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに基づいて、必要な資機材を確保するものとする。 イ～エ (略)	表記の整理
189	(3) <u>防災ボランティアの活動環境の整備</u> 町は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため<u>普及・啓発活動</u>に行	(3) 防災ボランティア<u>活動の普及・啓発</u> <u>町及び県は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発</u>	対 策 の 追 加 (熊本地震の課題検証報告)

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
	う <u>ものとする。</u>	活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、 <u>防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。</u> また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。	告)
	第 3 節 企業防災の促進	第 3 節 企業防災の促進	
	2 企業における措置	2 企業における措置	
	(1) ～ (3) (略)	(1) ～ (3) (略)	
	(追加)	(4) <u>緊急地震速報受信装置等の活用</u>	対策の追加 (防災基本計画の修正 (H29. 4))
		<u>企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。</u>	
	(4) (略)	(5) (略)	
	第 2 章 建築物等の安全化	第 2 章 建築物等の安全化	
	第 1 節 建築物の耐震推進	第 1 節 建築物の耐震推進	
	2 公共建築物の耐震性の確保及び向上	2 公共建築物の耐震性の確保及び向上	
192	(3) 民間の防災上重要な建築物の耐震性の確保 大規模店舗や民間医療施設等の、多数の人を収容する建築物を中心としたその他の防災上重要な建築物について、耐震性の維持及び耐震性の確保を図るため、民間施設関係団体等の協力推進に努める。 (追加)	(3) <u>町及び民間の防災上重要な建築物の耐震性の確保</u> 大規模店舗や民間医療施設等の、多数の人を収容する建築物を中心としたその他の防災上重要な建築物について、耐震性の維持及び耐震性の確保を図るため、民間施設関係団体等の協力推進に努める。 <u>特に、災害時の拠点となる庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する。</u>	対策の追加 (熊本地震の課題検証報告)
	第 4 節 ライフライン関係施設等の整備	第 4 節 ライフライン関係施設等の整備	
197	4 上水道	4 上水道	
	(1) (略)	(1) (略)	
	(2) (略)	(2) (略)	
	(追加)	(3) <u>防災非常時の協力体制の確立</u>	対策の追加
		<u>水道事業者(町長)は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村又は県へ応援を要請し、応援の要請を受けた場合は、これらに積極的に協力する。</u>	
	第 4 章 都市の防災性の向上	第 4 章 都市の防災性の向上	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
200	第 1 節 マスタープラン等の策定 (略)	第 1 節 <u>都市計画</u> のマスタープラン等の策定 (略)	表記の整理
	第 5 章 液状化対策・土砂災害等の予防	第 5 章 液状化対策・土砂災害等の予防	
	第 3 節 宅地造成の規制誘導	第 3 節 宅地造成の規制誘導	
202	1 (略)	1 (略)	
	2 造成宅地防災区域 町は県と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、 <u>降雨</u> に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定するとともに、災害防止のための必要な規制を行うこととし、町はそれに協力する。	2 造成宅地防災区域 町は県と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、 <u>地震</u> に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定するとともに、災害防止のための必要な規制を行う。	
	3 宅地危険箇所の防災パトロール 町は <u>県と協力して</u> 、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。 (追加)	3 宅地危険箇所の防災パトロール 町は、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。 <u>4 宅地危険箇所の耐震化</u> <u>町及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</u>	
	第 6 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第 6 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	表 記 の 整 理 (防災基本計画 の 修 正 (H29. 4))
205	第 1 節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	第 1 節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
	5 人材の育成等 県及び市町村は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。 このほか、 <u>県及び市町村</u> は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。	5 人材の育成等 町及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・ <u>内容</u> の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。 このほか、 <u>町及び県</u> は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。	
206	6 防災中枢機能の充実 保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。 なお、町役場は、災害対策本部として防災活動の拠点となることから、非	6 防災中枢機能の充実 <u>町、県及び防災関係機関は</u> 、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。	対 策 の 追 加 (防災基本計画 の 修 正 (H29. 4))

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
207	常用電源の確保等、災害時の拠点・中枢機能維持に必要な施設・設備対策を講じるものとする。 第 3 節 情報の収集・連絡体制の整備 2 通信施設・設備等 (3) 防災情報システムの整備 市町村、県及び関係機関をオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。 第 4 節 救助・救急等に係る施設、設備等 救助用食糧及び資機材、生活必需品等の物資について、有事の際にその機能等が有効に運用できるよう整備及び点検をする。 また、町及び県は、負傷者が多数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。 なお、災害応急対策等に必要な防災資機材、非常用食糧及び生活必需品等を備蓄するための防災倉庫の整備を実施するものとし、町西部地区及び南部地区等に新たな防災倉庫を整備する。 加えて、防災倉庫の設置場所の選定にあつては、緊急輸送道路に近接し、災害時の救援物資等の集約拠点としての機能も果たせるよう考慮する。 第 9 節 応急仮設住宅の設置に係る事前対策 1 (略) 2 (略) 3 応急仮設住宅を迅速に供与するため、町は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。 なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。 第 10 節 災害廃棄物処理に係る事前対策	<u>また、町及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。</u> なお、町役場は、災害対策本部として防災活動の拠点となることから、非常用電源の確保等、災害時の拠点・中枢機能維持に必要な施設・設備対策を講じるものとする。 第 3 節 情報の収集・連絡体制の整備 2 通信施設・設備等 (3) 防災情報システムの整備 市町村、県及び関係機関をオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。 <u>また、町及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</u> 第 4 節 救助・救急等に係る施設、設備等 救助用食糧及び資機材、生活必需品等の物資について、有事の際にその機能等が有効に運用できるよう整備及び点検をする。 また、町及び県は、負傷者が多数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。 なお、災害応急対策等に必要な防災資機材、非常用食糧及び生活必需品等に関して、町内に 4 カ所ある防災倉庫への備蓄の推進を図る。 第 9 節 応急仮設住宅の設置に係る事前対策 1 (略) 2 (略) 3 町は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。 なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。 第 10 節 災害廃棄物処理に係る事前対策	対策の追加 (防災基本計画の修正 (H29.4)) 表記の整理 (備蓄倉庫整備) 表記の整理

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
	1 <u>市町村災害廃棄物処理計画の策定</u> 町は、<u>災害廃棄物対策指針(平成 26 年 3 月：環境省)</u>に基づき、<u>市町村災害廃棄物処理計画</u>を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。 第 11 節 罹災証明書の発行体制の整備 1 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 (追加) <u>2 県は、町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</u> 第 7 章 避難行動の促進対策 第 2 節 緊急避難場所及び避難路の指定等 1 緊急避難場所の指定 町は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。 <u>なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。</u> <u>また、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。</u>	1 <u>東浦町災害廃棄物処理計画の策定</u> 町は、<u>愛知県災害廃棄物処理計画(平成 28 年 10 月)</u>に基づき、<u>東浦町災害廃棄物処理計画</u>を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。 第 11 節 罹災証明書の発行体制の整備 1 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、<u>住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築</u>等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 <u>2 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u> <u>3 県は、町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</u> 第 7 章 避難行動の促進対策 第 2 節 緊急避難場所及び避難路の指定等 1 緊急避難場所の指定 町は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。<u>なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。</u> <u>また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。</u>	愛知県災害廃棄物処理計画の策定(H28.10) 対策の追加(防災基本計画の修正(H29.4)) 対策の追加(防災基本計画の修正(H29.4)) 対策の追加(防災基本計画の修正(H29.4)) 対策の追加(防災基本計画の修正(H28.5))
210			
211			

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
212	第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 1 マニュアルの作成 町は、<u>避難指示</u>、避難勧告、<u>避難準備情報</u>等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。 (1) ～ (4) (略) (5) 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内での待避等</u>の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること (6) 避難勧告等の発令基準については、津波警報等が発表された場合に直ちに<u>避難指示</u>等を発令することを基本とした具体的なものとする。	第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 1 マニュアルの作成 町は、<u>避難指示 (緊急)</u>、避難勧告、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。 (1) ～ (4) (略) (5) 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「<u>屋内安全確保</u>」の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること (6) 避難勧告等の発令基準については、津波警報等が発表された場合に直ちに<u>避難指示 (緊急)</u>等を発令することを基本とした具体的なものとする。	避難情報の名称変更 表 記 の 整 理 (防災基本計画 の 修 正 (H29. 4)) 避難情報の名称変更
213	3 <u>判断のための助言を求めるための事前準備</u> 町は、<u>避難勧告又は指示</u>を行う際（土砂災害については、それらを解除する際も含む）に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 第 4 節 避難誘導等に係る計画の策定 町及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成する。 なお、作成にあたっては、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。 第 5 節 避難に関する意識啓発	3 事前準備 町は、<u>避難勧告等</u>を行う際（土砂災害については、それらを解除する際も含む）に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 <u>また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</u> 第 4 節 避難誘導等に係る計画の策定 町及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成する。<u>その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</u> なお、作成にあたっては、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。 第 5 節 避難に関する意識啓発	対 策 の 追 加 (防災基本計画 の 修 正 (H29. 4)) 対 策 の 追 加 (防災基本計画 の 修 正 (H28. 5))
214	2 避難のための知識の普及 (2) 避難時における知識 ・ (略) ・ (略) ・ 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことが	2 避難のための知識の普及 (2) 避難時における知識 ・ (略) ・ (略) ・ 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことが	表 記 の 整 理 (防災基本計画 の 修 正 (H29. 4))

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
	かえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の<u>緊急的な待避場所</u>への移動又は<u>屋内での待避等</u>を行うべきこと 3 その他 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。	かえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>「近隣の安全な場所」</u>への移動又は<u>「屋内安全確保」</u>を行うべきこと 3 その他 <u>(1) 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。</u> <u>(2) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</u> <u>(3) 町及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。</u>	対策の追加 (防災基本計画の修正 (H28.5))
215	第 8 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第 1 節 避難所の指定・整備 1 避難所等の整備 町は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。 また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。 2 避難所の指定 (1) ～ (2) (略) (追加) (3) ～ (4) (略) 5 避難所の運営体制の整備	第 8 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第 1 節 避難所の指定・整備 1 避難所等の整備 町は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。 また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。 <u>なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。</u> 2 避難所の指定 (1) ～ (2) (略) <u>(3) 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</u> (4) ～ (5) (略) 5 避難所の運営体制の整備	対策の追加 (防災基本計画の修正 (H29.4)) 対策の追加 (防災基本計画の修正 (H29.4)) 「妊産婦・乳幼

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
219	避難所においては多種多様な問題が発生することが予想されるため、町は「東浦町避難所運営マニュアル」に基づいて、避難所の運営体制を整備するものとする。 (追加) なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。 第 2 節 要配慮者支援対策 4 <u>在住外国人及び外国からの旅行者対策</u> 町及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 (1) 避難場所や避難路の標識等については、ピクトグラム (案内用図記号) を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、ポルトガル語、英語等の外国語でも表示する。 (2) ポルトガル語、英語等の外国語による防災パンフレットの作成など防災知識の普及活動を推進する。 (3) 外国人を対象とした防災教育や防災訓練を実施するように努める。 (4) ～ (5) (略) (6) 災害情報や支援情報等の外国語による情報提供を図る。 (追加) 第 9 章 火災予防・危険性物質の防災対策 (追加)	(1) 避難所においては多種多様な問題が発生することが予想されるため、町は「東浦町避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。 (2) 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 (3) 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。 第 2 節 要配慮者支援対策 4 <u>外国人等に対する対策</u> 町及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 (1) 避難場所や避難路の標識等については、ピクトグラム (案内用図記号) を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。 (2) 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。 (3) 外国人も対象とした防災教育や防災訓練を実施するように努める。 (4) ～ (5) (略) (削除) (6) 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターや愛知県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるための体制整備を推進する。 第 9 章 火災予防・危険性物質の防災対策 第 4 節 <u>震災時の出火防止対策の推進</u> 町及び県は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落	児を守る災害時ガイドライン」の策定 対策の追加 (防災基本計画の修正 (H28. 5)) 対策の追加 (熊本地震の課題検証報告) 表記の整理 (防災基本計画の修正 (H29. 4)) 対策の追加
221			

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
222	第 10 章 津波予防対策 第 2 節 津波防災体制の充実 1 津波警報、<u>避難指示</u>等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。 2 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達体制や<u>避難指示</u>等の発令・伝達体制を整えるものとする。 3 (略) 4 (略) (1) 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた<u>避難指示</u>等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、早期避難が必要であることから、基本的には<u>避難指示</u>のみを発令するものとする。また、津波警報等に応じて自動的に<u>避難指示</u>等が発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と<u>避難指示</u>等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。 (2) ～ (5) (略) 第 3 節 津波防災知識の普及 町は、住民に対して、津波警報・<u>避難指示</u>等の意味を周知するとともに、次の内容の心得を普及啓発する。 第 11 章 広域応援体制の整備 第 1 節 広域応援体制の整備 2 応援協定の締結等 (2) 民間団体等との協定 町及び県は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等<u>の協力を得るため</u>、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	<u>とすことについて啓発を図るものとする。</u> 第 10 章 津波予防対策 第 2 節 津波防災体制の充実 1 津波警報、<u>避難指示 (緊急)</u>等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。 2 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達体制や<u>避難指示 (緊急)</u>等の発令・伝達体制を整えるものとする。 3 (略) 4 (略) (1) 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた<u>避難指示 (緊急)</u>等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、早期避難が必要であることから、基本的には<u>避難指示 (緊急)</u>のみを発令するものとする。また、津波警報等に応じて自動的に<u>避難指示 (緊急)</u>等が発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と<u>避難指示 (緊急)</u>等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。 (2) ～ (5) (略) 第 3 節 津波防災知識の普及 町は、住民に対して、津波警報・<u>避難指示 (緊急)</u>等の意味を周知するとともに、次の内容の心得を普及啓発する。 第 11 章 広域応援体制の整備 第 1 節 広域応援体制の整備 2 応援協定の締結等 (2) 民間団体等との協定 町及び県は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と<u>応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務 (被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等) については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握して</u>	避難情報の名称変更 避難情報の名称変更 避難情報の名称変更 避難情報の名称変更 避難情報の名称変更 対策の追加 (防災基本計画の修正 (H29.4))

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
	3 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 (1) 防災活動拠点の確保 町及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。 (追加)	<u>おくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。</u> 3 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 (1) 防災活動拠点の確保等 町及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。 <u>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</u> 第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備 <u>1 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討</u> <u>町及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</u> <u>2 訓練・検証等</u> <u>町及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や町、国、県、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。</u>	対策の追加 (防災基本計画の修正 (H29.4)) 対策の追加 (熊本地震の課題検証報告) 対策の追加 (熊本地震の課題検証報告)
228	第12章 防災訓練及び防災意識の向上 1～5 (略) (追加) <u>6 防災訓練の指導協力</u> 町及び県は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発	第12章 防災訓練及び防災意識の向上 1～5 (略) <u>6 広域応援訓練</u> <u>町及び県は、市町村が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。</u> <u>7 防災訓練の指導協力</u> 町及び県は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発	対策の追加 (熊本地震の課題検証報告) 対策の追加 (防災基本計画の修正)

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
	生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。 また、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。 <u>7～9</u> (略) 第2節 防災のための意識啓発・広報 1 防災意識の啓発 町は、地震発生時及び警戒宣言発令時において、住民一人ひとりが適確な判断に基づき行動できるよう、県と協力して、広報紙、パンフレットなどの配布、地震体験車、地震防災ビデオの活用、講座の実施などにより、地震についての正しい知識や防災対応について啓発するとともに防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。 (1)～(4) (略) (追加) (5)～(10) (略) (11) 警報等や避難指示等の意味と内容 (12) 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動 (13)～(18) (略)	生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。 また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。 <u>さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</u> <u>8～10</u> (略) 第2節 防災のための意識啓発・広報 1 防災意識の啓発 町は、地震発生時及び警戒宣言発令時において、住民一人ひとりが適確な判断に基づき行動できるよう、県や民間事業者等と協力して、広報紙、パンフレットなどの配布、地震体験車、地震防災ビデオの活用、講座の実施などにより、地震についての正しい知識や防災対応等について啓発するとともに防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。 (1)～(4) (略) <u>(5) 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識</u> <u>(6)～(11) (略)</u> (12) 警報等や避難勧告等の意味と内容 (13) 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難勧告等の発令時にとるべき行動 (14)～(19) (略)	(H29. 4)) 対策の追加 (熊本地震の課題検証報告) 避難情報の名称変更 対策の追加
229	2 防災に関する知識の普及 町及び県は、防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。 また、町及び県は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図る。	2 防災に関する知識の普及 町及び県は、防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。 <u>この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。</u> また、町及び県は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図る。	
230	5 地震保険の加入促進 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなることから、町及び県は、その制度の普及促進に努めるものとする。	5 地震保険の加入促進 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、<u>家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。</u><u>そのため、町及び県は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び県民の地震保険・共済への加入の促進に努めるもの</u>	表記の整理 (防災基本計画の修正 (H29. 4))

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行（平成 29 年 2 月修正）	修 正 案	改正理由															
232	第 3 節 防災のための教育 3 防災上重要な施設管理者等に対する教育 知多中部広域事務組合消防本部は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場等の不特定多数の者が出入りする施設等の防災上重要な施設の管理者に対し、警戒宣言が発せられた場合に適正な行動がとれるよう、平常から講習会等を通じて防災教育を行うものとする。 第 3 編 災害応急対策 第 1 章 活動態勢（組織の動員配備） 第 2 節 災害対策本部の設置・運営 2 組織及び活動態勢	とする。 第 3 節 防災のための教育 3 防災上重要な施設管理者等に対する教育 知多中部広域事務組合は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場等の不特定多数の者が出入りする施設等の防災上重要な施設の管理者に対し、警戒宣言が発せられた場合に適正な行動がとれるよう、平常から講習会等を通じて防災教育を行うものとする。 第 3 編 災害応急対策 第 1 章 活動態勢（組織の動員配備） 第 2 節 災害対策本部の設置・運営 2 組織及び活動態勢	表記の整理															
236	[災害対策本部の所掌事務]	[災害対策本部の所掌事務]																
	（追加）	<u>都市計画班</u>																
238	[災害対策本部の所掌事務]	[災害対策本部の所掌事務]																
	<table><tr><th>部 名 等</th><th>班 名 等</th><th>所 掌 事 務</th></tr><tr><td rowspan="2">広報・渉外部 部長 企画政策部長</td><td>広報班 （企画政策課、<u>秘書広報課</u>） 班長 企画政策課長</td><td>1 住民に対する予警報、避難の指示、勧告等の広報に関すること。 2 災害の記録、写真等の取材及び提供に関すること。 3 各報道機関その他関係機関に対する災害対策情報等の発表及び情報の提供に関すること。 4 通信、機器等の被害調査及び災害復旧に関すること。 5 他（部）班の応援協力に関すること。</td></tr><tr><td>渉外班（秘書<u>広報課</u>） 班長 秘書<u>広報課</u>長</td><td>1 災害視察者及び外来見舞客の対応に関すること。 2 職員の公務災害に関すること。</td></tr></table>	部 名 等		班 名 等	所 掌 事 務	広報・渉外部 部長 企画政策部長	広報班 （企画政策課、 <u>秘書広報課</u> ） 班長 企画政策課長	1 住民に対する予警報、避難の指示、勧告等の広報に関すること。 2 災害の記録、写真等の取材及び提供に関すること。 3 各報道機関その他関係機関に対する災害対策情報等の発表及び情報の提供に関すること。 4 通信、機器等の被害調査及び災害復旧に関すること。 5 他（部）班の応援協力に関すること。	渉外班（秘書 <u>広報課</u> ） 班長 秘書 <u>広報課</u> 長	1 災害視察者及び外来見舞客の対応に関すること。 2 職員の公務災害に関すること。	<table><tr><th>部 名 等</th><th>班 名 等</th><th>所 掌 事 務</th></tr><tr><td rowspan="2">広報・渉外部 部長 企画政策部長</td><td>広報班 （企画政策課、<u>広報情報課</u>） 班長 企画政策課長</td><td>1 住民に対する予警報、避難の指示、勧告等の広報に関すること。 2 災害の記録、写真等の取材及び提供に関すること。 3 各報道機関その他関係機関に対する災害対策情報等の発表及び情報の提供に関すること。 4 通信、機器等の被害調査及び災害復旧に関すること。 5 他（部）班の応援協力に関すること。</td></tr><tr><td>渉外班（秘書<u>人事課</u>） 班長 秘書<u>人事課</u>長</td><td>1 災害視察者及び外来見舞客の対応に関すること。 2 職員の公務災害に関すること。</td></tr></table>	部 名 等	班 名 等	所 掌 事 務	広報・渉外部 部長 企画政策部長	広報班 （企画政策課、 <u>広報情報課</u> ） 班長 企画政策課長	1 住民に対する予警報、避難の指示、勧告等の広報に関すること。 2 災害の記録、写真等の取材及び提供に関すること。 3 各報道機関その他関係機関に対する災害対策情報等の発表及び情報の提供に関すること。 4 通信、機器等の被害調査及び災害復旧に関すること。 5 他（部）班の応援協力に関すること。	渉外班（秘書 <u>人事課</u> ） 班長 秘書 <u>人事課</u> 長
部 名 等	班 名 等	所 掌 事 務																
広報・渉外部 部長 企画政策部長	広報班 （企画政策課、 <u>秘書広報課</u> ） 班長 企画政策課長	1 住民に対する予警報、避難の指示、勧告等の広報に関すること。 2 災害の記録、写真等の取材及び提供に関すること。 3 各報道機関その他関係機関に対する災害対策情報等の発表及び情報の提供に関すること。 4 通信、機器等の被害調査及び災害復旧に関すること。 5 他（部）班の応援協力に関すること。																
	渉外班（秘書 <u>広報課</u> ） 班長 秘書 <u>広報課</u> 長	1 災害視察者及び外来見舞客の対応に関すること。 2 職員の公務災害に関すること。																
部 名 等	班 名 等	所 掌 事 務																
広報・渉外部 部長 企画政策部長	広報班 （企画政策課、 <u>広報情報課</u> ） 班長 企画政策課長	1 住民に対する予警報、避難の指示、勧告等の広報に関すること。 2 災害の記録、写真等の取材及び提供に関すること。 3 各報道機関その他関係機関に対する災害対策情報等の発表及び情報の提供に関すること。 4 通信、機器等の被害調査及び災害復旧に関すること。 5 他（部）班の応援協力に関すること。																
	渉外班（秘書 <u>人事課</u> ） 班長 秘書 <u>人事課</u> 長	1 災害視察者及び外来見舞客の対応に関すること。 2 職員の公務災害に関すること。																

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)			修 正 案			改正理由
			3 罹災死亡者に対する弔慰に関すること。 4 本部長及び副本部長の秘書に関すること。			3 罹災死亡者に対する弔慰に関すること。 4 本部長及び副本部長の秘書に関すること。	
		広報・渉外協力班 (監査事務局)	1 他(部)班の応援協力に関すること。		広報・渉外協力班 (監査事務局)	1 他(部)班の応援協力に関すること。	
	救護部 部長 健康福祉部長	避難所班 (協働推進課、児童課、 商工振興課、生涯学習課、 図書館、スポーツ課、 保育園、学校班) 班長 協働推進課長	1 避難所の開設及び管理運営に関すること。 2 福祉避難所に関すること。 3 所管する施設の被害調査、 報告及び応急復旧に必要な 資機材の調達に関すること。 4 罹災者の安否情報、確認に 関すること。 5 炊き出し米等の確保に関 すること。 6 他(部)班の応援協力に関 すること。	救護部 部長 健康福祉部長	避難所班 (協働推進課、児童課、 商工振興課、生涯学習課、 図書館、スポーツ課、 保育園、学校班) 班長 協働推進課長	1 避難所の開設及び管理運営に関すること。 2 <u>外国人支援</u> に関すること。 3 所管する施設の被害調査、 報告及び応急復旧に必要な 資機材の調達に関すること。 4 罹災者の安否情報、確認に 関すること。 5 炊き出し米等の確保に関 すること。 6 他(部)班の応援協力に関 すること。	
		福祉・物資班 (福祉課・保険医療課) 班長 福祉課長	(追加) <u>1</u> 救助物資の配給に関する こと。 <u>2</u> 罹災者の救護に関する こと。 <u>3</u> 要配慮者の支援に関する こと。 <u>4</u> 在宅老人等に関すること。 <u>5</u> 義援金品及び見舞金品の 配分に関すること。 <u>6</u> 仮設住宅の入居者の選定 等に関すること。 <u>7</u> 日本赤十字奉仕団への協 力要請に関すること。		福祉・物資班 (福祉課・保険医療課) 班長 福祉課長	<u>1</u> 福祉避難所に関すること。 <u>2</u> 救助物資の配給に関する こと。 <u>3</u> 罹災者の救護に関する こと。 <u>4</u> 要配慮者の支援に関する こと。 <u>5</u> 在宅老人等に関すること。 <u>6</u> 義援金品及び見舞金品の 配分に関すること。 <u>7</u> 仮設住宅の入居者の選定 等に関すること。 <u>8</u> 日本赤十字奉仕団への協 力要請に関すること。	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)			修 正 案			改正理由
239			8 所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。			9 所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。	
	建設部 部長 建設部長 副部長 建設部次長	土木班 (土木課) 班長 土木課長	(略)	建設部 部長 建設部長 副部長 建設部次長	土木班 (土木課) 班長 土木課長	(略)	
		(追加)			都市計画班 (都市計画課) 班長 都市計画課長	1 応急仮設住宅の建設に関すること。 2 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定に関すること。 3 町営住宅の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。	
		都市整備班 (都市整備課) 班長 都市整備課長	1 応急仮設住宅の建設に関すること。 2 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定に関すること。 3 町営住宅、公園等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。		都市整備班 (都市整備課) 班長 都市整備課長	(削除) (削除) 1 公園等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。	
		上下水道班 (上下水道課) 班長 上下水道課長	(略)		上下水道班 (上下水道課) 班長 上下水道課長	(略)	
245	第 4 節 職員の派遣要請 1～3 (略) (追加)			第 4 節 職員の派遣要請 1～3 (略) 4 被災市町村への町職員の派遣 町は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した			対策の追加 (防災基本計画の修正 (H29.4))

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
249	(追加) 第 2 章 避難行動 第 2 節 津波警報等の伝達 5 震度情報の伝達 (1) 町における措置 ア～イ (略) (追加)	<u>職員の選定に努めるものとする。</u> 第 5 節 災害救助法の適用 1 救助の実施 <u>町長は、町内に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。</u> 2 県が行う救助の補助 <u>町長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。</u> 第 2 章 避難行動 第 2 節 津波警報等の伝達 5 震度情報の伝達 (1) 町における措置 ア～イ (略) <u>ウ 町は、受信した緊急地震速報を防災行政無線等により住民への伝達に努めるものとする。伝達にあたっては、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</u>	災害救助法に関する記載の充実
250	第 3 節 避難の指示 1 避難の指示等 (1) <u>避難指示等</u> 津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な<u>避難勧告・指示を行う</u>ものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に<u>避難指示等</u>を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と<u>避難指示</u>の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。 (追加) その他地震等に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。	第 3 節 避難の指示 1 避難の指示等 (1) <u>津波災害</u> 津波警報等を覚知した場合、<u>町長は直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難指示（緊急）等を発令するものとする。</u>なお、津波警報等に応じて自動的に<u>避難指示（緊急）</u>等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と<u>避難指示（緊急）</u>の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。 <u>避難指示（緊急）の発令対象とするすべての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則として指示する。</u> <u>大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なることに注意する。</u> (2) <u>地震に伴うその他の災害</u> 地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを<u>勧告又は</u>指示する。	対策の追加 (防災基本計画の修正 (H29.4)) 表記の整理 (防災基本計画の修正 (H29.4)、避難勧告等に関するガイドラインの改定 (H26.9)) 表記の整理

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
	<u>なお、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備情報の提供に努める。</u> <u>(2) 避難準備情報</u> <u>一般住民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。</u> <u>また、必要に応じ、避難準備情報の発令等とあわせて指定緊急避難所を開設する。</u> <u>(3) 屋内避難</u> <u>周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。</u> <u>(4) 対象地域の設定</u> <u>避難準備情報や避難指示を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</u>	(削除) (削除) (削除)	表記の整理 表記の整理 表記の整理
251	7 避難の勧告又は指示 (1) ～ (3) (略) (4) 避難の勧告又は<u>指示</u>の理由 (5) (略)	7 避難の勧告・指示 (1) ～ (3) (略) (4) 避難の勧告又は<u>避難指示（緊急）</u>の理由 (5) (略)	
253	第3章 災害情報の収集・伝達・広報 ○ <u>町、県及び関係機関は、相互に連携して災害応急対策が実施できるよう、災害に関する情報の共有に努める。</u>	第3章 災害情報の収集・伝達・広報 ○ <u>町及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。</u>	対策の追加 (防災基本計画の修正 (H29.4))
254	第2節 被害状況等の収集・伝達 1 情報の一般的収集・伝達 (1) 町及び防災関係機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。 2 被害状況等の収集・伝達 (1) (略) (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告	第2節 被害状況等の収集・伝達 1 情報の一般的収集・伝達 (1) 町及び防災関係機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（<u>画像情報を含む</u>）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。 2 被害状況等の収集・伝達 (1) (略) (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告	対策の追加 (防災基本計画の修正 (H29.4)) 避難情報の名

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現 行（平成 29 年 2 月修正）	修 正 案	改正理由														
	町は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況, 対策本部設置状況, 応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。 この場合において、町長は、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。また、町長は被害の状況、災害対策状況を県又は町に報告するために、県が必要に応じ町に派遣する市町村支援チーム及び災害情報員を受け入れることができる。 （3）行方不明者の情報収集 捜索・救助体制の検討等に活用するため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。 （4）～（5）（略） 第3節 通信手段の確保 1 通信窓口 〔関係機関の窓口〕 <table><tr><td rowspan="3">消 防</td><td>知多中部広域事務組合消防本部</td><td>（略）</td></tr><tr><td>知多中部広域事務組合東浦支署</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（追加）</td><td>（追加）</td></tr></table> 2 電話、電報施設等の優先利用 町を始めとする各防災関係機関は、災害時の警報の伝達、必要な通知又は警告等迅速に行うため、電話、電報施設等を優先利用することができる。 （1）（略） （2）非常<u>通話</u> <u>天変その他非常事態</u>が発生し、又は発生するおそれがあると認められる	消 防	知多中部広域事務組合消防本部	（略）	知多中部広域事務組合東浦支署	（略）	（追加）	（追加）	町は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況, 対策本部設置状況, 応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。 この場合において、町長は、被害の発生地域、避難勧告等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。また、町長は被害の状況、災害対策状況を県又は町に報告するために、県が必要に応じ町に派遣する市町村支援チーム及び災害情報員を受け入れることができる。 （3）行方不明者の情報収集 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（<u>外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等</u>）に連絡するものとする。 （4）～（5）（略） 第3節 通信手段の確保 1 通信窓口 〔関係機関の窓口〕 <table><tr><td rowspan="3">消 防</td><td>知多中部広域事務組合消防本部</td><td>（略）</td></tr><tr><td>知多中部広域事務組合半田消防署東浦支署</td><td>（略）</td></tr><tr><td>知多中部広域事務組合半田消防署東浦西部出張所</td><td>一般加入電話 0562-82-1191 同 F A X 0562-82-1192</td></tr></table> 2 電話、電報施設等の優先利用 町を始めとする各防災関係機関は、災害時の<u>予</u>警報の伝達、必要な通知又は警告等を<u>迅速</u>に行うため、電話、電報施設等を優先利用することができる。 （1）（略） （2）非常<u>扱いの電報</u> <u>天災、事変その他の非常事態</u>が発生し、又は発生するおそれがある場合	消 防	知多中部広域事務組合消防本部	（略）	知多中部広域事務組合半田消防署東浦支署	（略）	知多中部広域事務組合半田消防署東浦西部出張所	一般加入電話 0562-82-1191 同 F A X 0562-82-1192	称変更 表 記 の 整 理 （防災基本計画 の 修 正 （H29. 4）） 東浦西部出張所 供用 開始 （H29. 4. 1） 表記の整理 表記の整理
消 防	知多中部広域事務組合消防本部		（略）														
	知多中部広域事務組合東浦支署		（略）														
	（追加）	（追加）															
消 防	知多中部広域事務組合消防本部	（略）															
	知多中部広域事務組合半田消防署東浦支署	（略）															
	知多中部広域事務組合半田消防署東浦西部出張所	一般加入電話 0562-82-1191 同 F A X 0562-82-1192															
263																	
264																	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
274	場合の<u>通話</u>については、すべての<u>通話</u>に優先して<u>接続</u>される。 (3) ～ (8) (略) 第 4 章 応援協力・派遣要請 第 4 節 ボランティアの受入 1 災害救援ボランティアセンターの開設 (1) ～ (2) (略) (3) 災害救援ボランティアセンターに派遣された<u>行政職員</u>は、災害対策本部との間の必要な情報<u>交換</u>や資機材の<u>調達</u>等を行う。 2 ボランティアの受入れ (1) 災害救援ボランティアセンターの<u>コーディネーター</u>は、ボランティアの受入れ、支援要請の内容把握、需給調整、活動支援等を行う。 (2) (略) (3) <u>県の広域ボランティア支援本部</u>のコーディネーターは、行政機関、協力団体、ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるよう努める。 第 5 章 救出・救助活動 第 1 節 救出・救助活動 2 災害救助法の適用	<u>の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。</u> (3) ～ (8) (略) 第 4 章 応援協力・派遣要請 第 4 節 ボランティアの受入 1 災害救援ボランティアセンターの開設 (1) ～ (2) (略) (3) 災害救援ボランティアセンターに派遣された職員は、<u>ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。</u> 2 ボランティアの受入れ (1) 災害救援ボランティアセンターに<u>派遣された</u>コーディネーターは、ボランティアの受入れ、支援要請の内容把握、需給調整、活動支援等を行う。 (2) (略) (3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるよう努める。 第 5 章 救出・救助活動 第 1 節 救出・救助活動 2 災害救助法の適用	サービスの終了 表記の整理
277	(2) 災害救助法が適用された場合の災害救助 ア 実施機関 災害救助法に基づく災害救助は、県が実施機関となり、県防災局及び知多県民センターと緊密な連絡のもと、知事の委任を受けて行うことになるが、下記事項以外は町に委任されている。このため、災害救助法が適用された場合は町において実施する。 第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策	(2) 災害救助法が適用された場合の災害救助 ア 実施機関 災害救助法に基づく災害救助は、県が実施機関となり、県防災局及び知多県民センターと緊密な連絡のもと、知事の委任を受けて行うことになるが、下記事項以外は町に委任されている。このため、災害救助法が適用された場合は町において実施する。 <u>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u> イ (略) 第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(平成29年2月修正)	修正案	改正理由
283	第1節 医療・助産(医療救護) 1 医療救護班及びD P A Tの編成 (1) (略) (2) D P A T ア (略) イ D P A Tは、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力を得て活動を行う。	第1節 医療・助産(医療救護) 1 医療救護班及びD P A Tの編成 (1) (略) (2) D P A T ア (略) イ D P A Tは、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力を得て<u>編成し、</u>活動を行う。	表記の整理
284	6 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合の<u>対象者、期間及び経費については、</u>災害救助法施行細則による。 なお、災害救助法の適用基準については第5章第1節「救出・救助活動」による。	6 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>県が同法に基づく救助の実施機関となる。</u> <u>ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。</u> <u>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、</u>災害救助法施行細則による。	災害対策基本法の一部改正(H28.5)
290	第8章 交通の確保・緊急輸送対策 第1節 道路交通規制等 2 相互協力 (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合<u>には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。</u>	第8章 交通の確保・緊急輸送対策 第1節 道路交通規制等 2 相互協力 (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合は、できるだけ<u>道路管理者等及び関係機関が相互に密接な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。</u>	災害対策基本法の一部改正(H28.5)
294	第9章 浸水・津波対策 第1節 浸水対策 2 浸水対策資機材 (1)～(2) (略) (3) <u>地震後の、堤防の広範囲にわたる崩壊に対する復旧などに大量の土砂が必要となる場合が考えられる。このため、特に応急復旧が急がれると想定される箇所周辺での緊急用土砂採取について、あらかじめ確保の方策を定めるものとする。</u>	第9章 浸水・津波対策 第1節 浸水対策 2 浸水対策資機材 (1)～(2) (略) (削除)	災害予防に関する記載であるため。
295	第2節 津波対策 2 <u>避難指示</u>等の発令、海岸線の監視、巡回等	第2節 津波対策 2 <u>避難指示(緊急)</u>等の発令、海岸線の監視、巡回等	避難情報の名

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
	(1) (略) (2) 町は、津波警報等の伝達を受けたとき、又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、あらかじめ定められた計画に従い、同報無線、広報車等により避難指示等を発令するとともに、避難所の開設を行う。 (3) 町は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定した津波危険地域及び堤防・護岸施設外の区域などを中心に海岸線の監視及び巡回を行い、釣人等への避難指示、要配慮者対策に備えた自主防災組織等への活動要請などの必要な措置を講ずる。 第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第 1 節 避難所の開設・運営 4 避難所の運営 (1) ～ (8) (略)	(1) (略) (2) 町は、津波警報等の伝達を受けたとき、又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、あらかじめ定められた計画に従い、同報無線、広報車等により避難指示(緊急)等を発令するとともに、避難所の開設を行う。 (3) 町は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定した津波危険地域及び堤防・護岸施設外の区域などを中心に海岸線の監視及び巡回を行い、釣人等への避難の指示、要配慮者対策に備えた自主防災組織等への活動要請などの必要な措置を講ずる。 第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第 1 節 避難所の開設・運営 4 避難所の運営 (1) ～ (8) (略)	称変更
298	(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、<u>自宅</u>での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。 (10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。 (11) (略) (12) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 町は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、<u>これらの業務</u>の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。	(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、<u>在宅や車中、テントなど</u>での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。 (10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、<u>避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア</u>等の協力が得られるよう努めること。 (11) (略) (12) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 町は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生共同組合へ<u>要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。</u>	対策の追加 (熊本地震の課題検証報告) 表記の整理 表記の整理

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
300	第 2 節 要配慮者支援対策 8 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 (1) ～ (3) (略) (4) 通訳ボランティア等の避難所等への派遣 <u>(ボランティアセンターを通じて依頼)</u>	第 2 節 要配慮者支援対策 8 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 (1) ～ (3) (略) (4) 通訳ボランティア等の避難所等への派遣	表記の整理
304	第 11 章 水・食品・生活必需品等の供給 第 2 節 食品の供給 4 米穀の原料調達 (1) (略) (2) 町は、米穀届出事業者等から米穀の原料(玄米)調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により調達を図る。	第 11 章 水・食品・生活必需品等の供給 第 2 節 食品の供給 4 米穀の原料調達 (1) (略) (2) 町は、米穀届出事業者等から米穀の原料(玄米)調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 <u>(第 4 章 I 第 10 の 2 に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き)</u>」により調達を図る。	表記の整理
306	(3) ～ (4) (略) [炊き出し用として米穀を確保する手順図] 愛知県知事(農林水産部食育<u>推進課</u>) 第 12 章 地域安全対策 1 社会秩序の維持対策 (1) <u>避難後の住宅密集地域、避難場所、食糧倉庫、金融機関等の防犯対象及び各種犯罪の多発地域等については、重点的に警戒、広報活動を強化し、各種犯罪の未然防止に努める。</u>	(3) ～ (4) (略) [炊き出し用として米穀を確保する手順図] 愛知県知事(農林水産部食育<u>消費流通課</u>) 第 12 章 地域安全対策 1 社会秩序の維持対策 (1) <u>被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。</u>	課名の変更
	(2) ～ (4) (略) 2 (略) 3 行方不明者発見・保護活動 行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署に行方不明者相談窓口を設置する。	(2) ～ (4) (略) 2 (略) 3 行方不明者発見・保護活動 行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、<u>警察署等</u>に行方不明者相談窓口を設置する。	防災基本計画との整合
309	第 14 章 ライフライン施設の応急対策 基本方針 ○ 電力、ガス及び水道は日常生活上欠くことのできないものであるため、災害によりこれらの施設及び設備が被害を受けた場合は、被害状況を早期的確に把握し、各事業者に対して応急対策を早急かつ適切に実施するように要請	第 14 章 ライフライン施設の応急対策 基本方針 ○ 電力、ガス及び水道は日常生活上欠くことのできないものであるため、災害によりこれらの施設及び設備が被害を受けた場合は、被害状況を早期的確に把握し、各事業者に対して応急対策を早急かつ適切に実施するように要請	表記の整理
			対策の追加

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
313	する。 (追加) 第 15 章 住宅対策 基本方針 ○ あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、住民の生命の保護を図る。 (追加)	する。 <u>○ 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。</u> 第 15 章 住宅対策 基本方針 ○ あらかじめ登録された<u>各種調査</u>の判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次被害を未然に防止し、県民の生命の保護を図る。 <u>○ 判定活動の実施にあたっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。</u>	(防災基本計画の修正 (H29. 4)) 対策の追加 (防災基本計画の修正 (H29. 4))
313	第 1 節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 1 判定活動 町は、県の協力を受け、判定士に判定を依頼し、判定結果を表示することにより建築物の所有者等及び付近住民等に注意を喚起することで、二次災害を防止し、住民の生命を保護する。 判定については、被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定実施本部を設置し、町内で活動する判定士を指揮・総括し、判定実施体制・派遣要請・判定結果の集約・身分保障等について、県と綿密な連携をとり、体制整備に努めるものとする。	第 1 節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 1 判定活動 町は、県の協力を受け、判定士に判定を依頼し、判定結果を表示することにより建築物の所有者等及び付近住民等に注意を喚起することで、二次災害を防止し、住民の生命を保護する。 判定については、被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定実施本部を設置し、町内で活動する判定士を指揮・総括し、判定実施体制・派遣要請・判定結果の集約・身分保障等について、県と綿密な連携をとり、体制整備に努めるものとする。 <u>判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。</u>	対策の追加 (防災基本計画の修正 (H29. 4))
	第 4 編 災害復旧・復興 (追加)	第 4 編 災害復旧・復興 第 1 章 復興体制 基本方針 <u>○ 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。</u> <u>○ 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。</u> <u>○ 町及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。</u>	対策の追加

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
		○ 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。 第 1 節 復興計画の策定 1 東浦町復興計画の策定 特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域があった場合は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、東浦町復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。 第 2 節 職員の派遣要請 1 国の職員の派遣要請 (復興法第 53 条) 町長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。 2 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請 (地方自治法第 252 条の 17) 町長は、町の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。 3 職員派遣のあっせん要求 (復興法第 54 条) 町長は、知事に対し復興法第 53 条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。 また、町長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。	対策の追加 対策の追加
324	第 1 章 公共施設等災害復旧対策 (略)	第 2 章 公共施設等災害復旧対策 (略)	表記の整理
327	第 2 章 災害廃棄物処理対策 (略)	第 3 章 災害廃棄物処理対策 (略)	表記の整理
329	第 3 章 震災復興都市計画の決定手続き (略)	第 4 章 震災復興都市計画の手続き (略)	表記の整理
331	第 4 章 被災者等の再建等の支援 (略)	第 5 章 被災者等の生活再建等の支援 (略)	表記の整理
334	第 5 章 商工業・農林水産業の再建支援 第 2 節 農林水産業の再建支援 3 施設復旧 第 1 章 公共施設等災害復旧対策 参照	第 6 章 商工業・農林水産業の再建支援 第 2 節 農林水産業の再建支援 3 施設復旧 第 2 章 公共施設等災害復旧対策 参照	表記の整理

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
345	第 5 編 東海地震に関する事前対策 第 4 章 発災に備えた直前対策 第 1 節 避難対策 1 町が行う避難対策 (1) 避難対象地区 警戒宣言が発せられた場合において<u>避難の勧告又は指示</u>の対象となる地区は、あらかじめ定める急傾斜地崩壊危険箇所等とする。 なお、町内の急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険地区については、風水害等災害対策計画の第 2 編第 2 章「水害予防対策」に記述する。 (2) 避難対象地区の広報 町は、(1) の避難対象地区の住民に次の事項について、十分周知を図るものとする。 ア～オ (略) カ <u>避難の勧告又は指示</u>の伝達方法 キ～ク (略) (3) (略) (4) 避難対象地区に対する<u>避難の勧告・指示等</u> 町は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた (1) の避難対象地区について、<u>避難の勧告・指示</u>を行い、又は警戒区域の指定を行うとともに次の措置をとるものとする。 ア 同報無線、広報車等による<u>避難の勧告又は指示等</u>の周知 イ～ウ (略) エ 半田警察署長への<u>避難勧告、指示</u>を行った旨の通知 オ～ク (略) また、自主防災組織及び施設又は事業所の自衛防災組織は、<u>避難の勧告又は指示</u>があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び警戒本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。 (5) ～ (6) (略)	第 5 編 東海地震に関する事前対策 第 4 章 発災に備えた直前対策 第 1 節 避難対策 1 町が行う避難対策 (1) 避難対象地区 警戒宣言が発せられた場合において<u>避難勧告等</u>の対象となる地区は、あらかじめ定める急傾斜地崩壊危険箇所等とする。 なお、町内の急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険地区については、風水害等災害対策計画の第 2 編第 2 章「水害予防対策」に記述する。 (2) 避難対象地区の広報 町は、(1) の避難対象地区の住民に次の事項について、十分周知を図るものとする。 ア～オ (略) カ <u>避難勧告等</u>の伝達方法 キ～ク (略) (3) (略) (4) 避難対象地区に対する<u>避難勧告等</u> 町は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた (1) の避難対象地区について、<u>避難勧告等</u>を行い、又は警戒区域の指定を行うとともに次の措置をとるものとする。 ア 同報無線、広報車等による<u>避難勧告等</u>の周知 イ～ウ (略) エ 半田警察署長への<u>避難勧告等</u>を行った旨の通知 オ～ク (略) また、自主防災組織及び施設又は事業所の自衛防災組織は、<u>避難勧告等</u>があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び警戒本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。 (5) ～ (6) (略)	避難情報の名称変更 避難情報の名称変更 避難情報の名称変更
346	(7) 要配慮者の対策 町は、あらかじめ高齢者、障がい者等の要配慮者の所在把握を行うこと	(7) 要配慮者の対策 町は、あらかじめ高齢者、障がい者等の要配慮者の所在把握を行うこと	避難情報の名称変更

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
	とし、所在把握の方法等は、「東浦町災害弱者支援体制マニュアル」によるものとする。 避難の勧告又は指示が行われたときは、要配慮者の避難場所までの避難誘導は、警戒本部の指示により、自主防災組織が主体となって行うものとする。	とし、所在把握の方法等は、「東浦町災害弱者支援体制マニュアル」によるものとする。 避難勧告等が行われたときは、要配慮者の避難場所までの避難誘導は、警戒本部の指示により、自主防災組織が主体となって行うものとする。	